

議案第 57 号
議決第 号

始良市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月19日 提出
始良市長 湯元 敏浩

始良市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

始良市印鑑登録及び証明に関する条例（平成22年始良市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条の2中「個人番号カードの交付」を「個人番号カード（同法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第16条の2において同じ。）の交付」に改める。

第16条の2を次のように改める。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第16条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登録者は、当該各号に定める方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この号において「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書（以下この号において「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。）の提供を受けた登録者 第7条の2の規定により登録証とみなされる個人番号カードを用いて、多機能端末機（個人番号カード又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書（次号において「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」という。）を記録した同条第4項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。次号において「移動端末設備」という。）を用いて、交付を受けることができる民間事業者等が設置した端末機をいう。次号において同じ。）に個人番号カ

ード用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号を入力する方法

- (2) 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の提供を受けた登録者 移動端末設備を用いて、多機能端末機に移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号を入力し、又はこれに代わる認証を行う方法

附 則

この条例は、公布の日から施行する。